

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

1 改正の趣旨

- 石綿にばく露した労働者が、石綿肺、肺がん、中皮腫等の健康被害を被ったのは、国が規制権限を適切に行使しなかったためとして、建設業の元労働者やその遺族等が国を相手取って国家賠償請求訴訟を提起した建設アスベスト訴訟について、令和3年5月17日に最高裁判所による判決が出され、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨と判示された。
- 当該最高裁判決を受け、安衛法第22条に基づいて定めている「有害性」に係る関係省令の規定について、これまではその保護対象を基本的に労働者に限定してきたところ、労働者以外の者についても必要な保護の対象とするため、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号）を制定した（令和5年4月1日施行済み）。
- この省令について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、安衛法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置のあり方、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。これを受け、令和4年5月から令和5年10月まで「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」が開催され、令和5年10月27日に報告書が公表された。
- 同報告書において、「安衛法第25条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や安衛法第20条、第21条に基づく「立入禁止等」については、ある作業場所の管理権原に着目した措置であり、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はないため、安衛法第22条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする」とされたことを踏まえ、安衛法第20条、第21条及び第25条に基づく立入禁止や退避等の「危険性」に係る関係省令についても所要の改正を行う。
- なお、安衛法第20条及び第21条に基づく「立入禁止等」以外の規定（特定の作業方法によらなければならないとする規定や保護具等を使用させなければならない規定など）については、視覚により作業者が容易に危険を把握できる場合が多い一方、視覚のみでは危険を把握できないものがあるため、今後、個人事業者等による災害実態を把握し、個々の規制について改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行うこととしており、本省令案では改正は行わないが、事業者が労働者以外の者にも当該規定の内容を適切に周知すべきであること等を通達等で明確にする。

<参考>

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第 25 条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

2 改正の概要

(1) 改正予定省令

次に掲げる省令について、(2)～(4)のとおり所要の規定の改正を行う。

- ・労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）
- ・クレーン等安全規則（昭和 47 年労働省令第 34 号）
- ・ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）

(2) 安衛法第 20 条、第 21 条及び第 25 条に基づく立入禁止、退避等の危険を防止するために必要な措置の対象範囲の拡大

安衛法第 20 条、第 21 条及び第 25 条に基づき、危険な場所への立入禁止、特定の場所での喫煙禁止、事故発生時の特定の場所からの退避等の事業者が講ずる措置の対象範囲を、労働者から作業に従事する者（※）とする改正を行う。

※ 上記の「作業に従事する者」には、作業場で何らかの作業（現場監督や資材の搬入・積卸し等の作業も含む。）を行ってれば、危険有害作業を行っている事業者とは契約関係がない事業者やその労働者、個人事業者やその家族就業者、資材搬入業者も含まれる。（ただし、一般の見学者や単なる通行人等は含まれない。）

(3) 労働者以外の作業に従事する者の遵守義務

事業者が行う立入禁止、退避等の措置で、労働者以外の者も措置対象とするもののうち、労働者に遵守義務を課しているものについては、労働者以外の者に対しても同様の遵守義務（罰則なし）を課すこととする。

(4) その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

安衛法第 27 条第 1 項及び第 115 条の 2

4 施行期日等

公布日：令和 6 年 3 月下旬（予定）

施行期日：令和 7 年 4 月 1 日